

令和5年度履行状況調査の調査結果

令和6年3月25日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施する。また、ガイドラインにおいては、当該調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関に対して、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じることとしている。

2. 調査対象・内容等

[調査対象] ※第32回有識者会議において決定した履行状況調査実施方針に基づき決定

- 体制整備等自己評価チェックリストに基づき、抽出した優先度の高い機関（13機関）
 - ガイドライン改正（平成26年）の後に発生した不正使用事案のうち、令和4年3月以降に報告があった機関（7機関）
- 合計20機関（別紙1）

[調査内容]

- 下記の「調査の観点」に基づき、履行状況調査の対象機関における、ガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について確認を行った。

[調査の観点]（例）※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応

- ① 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化、監事に求められる役割の明確化
- ② コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）、ルール of 明確化・統一化、告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
- ③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置
- ④ 研究費の適正な運営・管理活動（予算執行状況の把握、物品・役務の発注・検収、非常勤雇用者の雇用管理、出張に伴う経費の支払い）
- ⑤ 情報発信・共有化の推進（相談窓口の設置、競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針等の公表）
- ⑥ 内部監査の実施（不正発生要因の分析、監査計画の立案、専門的知識を有する者の活用、リスクアプローチ監査の実施）

[調査体制・方法]

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、各対象機関が提出する調査報告書及び過去3年間の内部監査結果等に基づき、「書面調査等」を実施した。
- 調査の過程において、ガイドラインに基づく体制整備・運用に係る具体的な取組事例の提示などの助言を行い、各対象機関における取組の改善を促した。

3. 調査経過

令和4年11月24日	履行状況調査実施方針の審議・決定
令和5年3月9日	令和5年度履行状況調査対象機関の審議・決定
3月24日	履行状況調査対象機関に対して通知文書を発出
5月31日	履行状況調査対象機関が調査報告書等を提出
6月1日～	書面調査等を実施
令和6年3月25日	令和5年度履行状況調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 対象の20機関について、ガイドラインの要請事項に対し、概ね適正な整備・運用を確認した。
なお、一部機関においては、未実施の事項等があり、指摘等を行ったが、これらについては今年度中に規程改正等、機関内において所要の対応が取られた。
- 本調査においては、①学生を含めた機関内外へルールの周知徹底、②物品の発注・検収業務における事務手続きの工夫、③監事や外部有識者の活用を通じた内部監査体制の充実など、多くの対象機関で機関の規模や特性に応じた実効性のある取組が見られた。
- また、ガイドラインの要請事項のうち、①機関内の責任体系の明確化、②不正に係る調査の体制・手続等の規程整備、③発注・検収業務に関する体制整備、④実効性のある内部監査の実施などについて、一部履行に向けた取組が必ずしも十分でない対象機関もあったが、改善を促した結果、改善に向けた取組が確認できた。
- 今後も、引き続き、各対象機関において公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。
- 個別の調査結果については、別紙2のとおり。